

昭和二十四年法律第二百七号

社会教育法

目次

第一回 総則（第一条—第九条）	社会教育主事等（第九条の二—第九条の七）
第二回 社会教育関係団体（第十一条—第十四条）	社会教育委員（第十五条—第十九条）
第三回 学校施設の利用（第四十三条—第四十一条）	公民館（第二十条—第四十二条）
第四回 八条	学校施設の利用（第四十三条—第四十一条）
第五回 第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）	市町村の教育委員会の事務（八条）
第六回 第一章 総則（この法律の目的）	市町村（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関する事務を行ふに当たつて、予算の範囲内において、該地方の必要な援助を行うこと。
第七回 第一章 総則（社会教育の定義）	社会教育委員の委嘱に関する事務（二）
第八回 第一章 総則（この法律における「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対する行われる組織的な教育活動（体育及びクリエーションの活動を含む。）をいう。）	公民館の設置及び管理に関する事務（三）
第九回 第二条 国及び地方公共団体の任務	所管に属する図書館、博物館、青年の家の他の社会教育施設の設置及び管理に関する事務（四）
第十回 第二条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用し、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るよう環境を醸成するよう努めなければならぬ。）	所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関する事務（五）
第十一条 第二条 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。	講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関する事務（六）
第十二条 第二条 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行ふに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教養との密接な関連性を有することにかんがみ、	家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関する事務（七）
第十三条 第二条 国及び地方公共団体は、前項の任務を行ふに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。	職業教育及び産業に関する科学技術指導のための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関する事務（八）
第十四条 第二条 国及び地方公共団体は、前項の任務を行ふに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。	生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関する事務（九）
第十五条 第二条 国及び地方公共団体は、前項の任務を行ふに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。	情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識及び技能に関する学習の機会を提供するための講座の開催及び集会の開催並びにこれらの奨励に関する事務（十）
第十六条 第二条 国及び地方公共団体は、前項の任務を行ふに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教養との密接な関連性を有することにかんがみ、	運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関する事務（十一）
第十七条 第二条 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行ふに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教養との密接な関連性を有することにかんがみ、	音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事務（十二）
第十八条 第二条 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行ふに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教養との密接な関連性を有することにかんがみ、	都道府県の教育委員会の事務（十三）

学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第四回 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第五回 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関する事務を行ふに当たつて、予算の範囲内において、次の事務を行ふ。

一 社会教育に必要な援助を行うこと。

二 社会教育委員の委嘱に関する事務（二）

三 公民館の設置及び管理に関する事務（三）

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家の他の社会教育施設の設置及び管理に関する事務（四）

五 市町村の教育委員会との連絡に関する事務（五）

六 その他の社会教育施設の設置及び管理に関する事務（六）

七 その他の社会教育施設の設置及び管理に関する事務（七）

八 その他の社会教育施設の設置及び管理に関する事務（八）

九 その他の社会教育施設の設置及び管理に関する事務（九）

十 その他の社会教育施設の設置及び管理に関する事務（十）

十一 その他の社会教育施設の設置及び管理に関する事務（十一）

十二 その他の社会教育施設の設置及び管理に関する事務（十二）

十三 その他の社会教育施設の設置及び管理に関する事務（十三）

び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事と。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事と。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他の地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事と。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事と。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関する事と。

十八 情報の交換及び調査研究に関する事と。

十九 その他の第三条第一項の任務を達成するに必要な事務

二十 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二项において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

二 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する事務を除く。

三 特定地方公共団体の長は、その所掌に関する事務を除く。

四 特定地方公共団体の長は、第一項の規定にかかるらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

六 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

七 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかるらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

八 市町村の教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

九 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

十 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

十一 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

十二 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

十三 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

十四 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

十五 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

十六 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

十七 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

十八 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

十九 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二十 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二十一 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二十二 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二十三 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二十四 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二十五 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二十六 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二十七 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二十八 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二十九 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

三十 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

三十一 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

三十二 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

三十三 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

三十四 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

三十五 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

三十六 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

三十七 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

三十八 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

三十九 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

四十 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

四十一 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

四十二 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

四十三 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

四十四 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

四十五 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

四十六 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

四十七 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

四十八 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

四十九 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

五十 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

五十一 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

五十二 教育委員会は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

いて、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行つほか、次の事務を行つ。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関する事務

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に必要な指導及び調査を行うこと。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

六 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

七 特定地方公共団体の長は、その所掌に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

八 特定地方公共団体の長は、第一項の規定にかかるらず、前条第一項第六号の事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所掌に属する学校、社会教育施設その他の施設供その他の協力を求める事ができる。

九 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

一〇 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

一一 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

一二 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

一三 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

一四 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

一五 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

一六 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

一七 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

一八 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

一九 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二〇 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二一 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二二 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二三 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二四 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二五 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二六 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二七 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二八 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる。

二九 特定地方公共団体の長は、社会教育に関する事務を行つたため必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供を依頼し、又は実施の協力を求める事ができる

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に關して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。 (図書館及び博物館)
第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。
2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。
第二章 社会教育主事等
(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)
第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。
2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。 (社会教育主事及び社会教育主事補の職務)
第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。
2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行なう場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。
一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上にならざる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
イ 社会教育主事補の職にあつた期間
ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関するある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間を除く)。
二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。(社会教育主事の講習)
2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うものほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。(地域学校協働活動推進員)
第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るために、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。
2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第三章 社会教育関係団体の定義
第十一条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。
三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。
2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行うこと。

にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号からハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

五 (国及び地方公共団体との関係)
六 国及び地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号))第八条に規定する機関をいう。第五十二条第三項において同じ。)で政令で定めるもの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員会の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

六 (審議会等への諮問)

七 (目的)

八 (目的)

九 (目的)

十 (目的)

十一 (目的)

十二 (目的)

十三 (目的)

十四 (目的)

十五 (目的)

十六 (目的)

十七 (目的)

十八 (目的)

十九 (目的)

二十 (目的)

二十一 (目的)

二十二 (目的)

二十三 (目的)

二十四 (目的)

二十五 (目的)

二十六 (目的)

二十七 (目的)

二十八 (目的)

二十九 (目的)

三十 (目的)

三十一 (目的)

三十二 (目的)

三十三 (目的)

三十四 (目的)

三十五 (目的)

三十六 (目的)

三十七 (目的)

三十八 (目的)

三十九 (目的)

四十 (目的)

四十一 (目的)

四十二 (目的)

四十三 (目的)

四十四 (目的)

四十五 (目的)

四十六 (目的)

四十七 (目的)

四十八 (目的)

四十九 (目的)

五十 (目的)

五十一 (目的)

五十二 (目的)

五十三 (目的)

五十四 (目的)

五十五 (目的)

五十六 (目的)

五十七 (目的)

五十八 (目的)

五十九 (目的)

六十 (目的)

六十一 (目的)

六十二 (目的)

六十三 (目的)

六十四 (目的)

六十五 (目的)

六十六 (目的)

六十七 (目的)

六十八 (目的)

六十九 (目的)

七十 (目的)

七十一 (目的)

七十二 (目的)

七十三 (目的)

七十四 (目的)

七十五 (目的)

七十六 (目的)

七十七 (目的)

七十八 (目的)

七十九 (目的)

八十 (目的)

八十一 (目的)

八十二 (目的)

八十三 (目的)

八十四 (目的)

八十五 (目的)

八十六 (目的)

八十七 (目的)

八十八 (目的)

八十九 (目的)

九十 (目的)

九十一 (目的)

九十二 (目的)

九十三 (目的)

九十四 (目的)

九十五 (目的)

九十六 (目的)

九十七 (目的)

九十八 (目的)

九十九 (目的)

一百 (目的)

一百零一 (目的)

一百零二 (目的)

一百零三 (目的)

一百零四 (目的)

一百零五 (目的)

一百零六 (目的)

一百零七 (目的)

一百零八 (目的)

一百零九 (目的)

一百零十 (目的)

一百零十一 (目的)

一百零十二 (目的)

一百零十三 (目的)

一百零十四 (目的)

一百零十五 (目的)

一百零十六 (目的)

一百零十七 (目的)

一百零十八 (目的)

一百零十九 (目的)

一百零二十 (目的)

一百零二十一 (目的)

一百零二十二 (目的)

一百零二十三 (目的)

一百零二十四 (目的)

一百零二十五 (目的)

一百零二十六 (目的)

一百零二十七 (目的)

一百零二十八 (目的)

一百零二十九 (目的)

一百零三十 (目的)

一百零三十一 (目的)

一百零三十二 (目的)

一百零三十三 (目的)

一百零三十四 (目的)

一百零三十五 (目的)

一百零三十六 (目的)

一百零三十七 (目的)

一百零三十八 (目的)

一百零三十九 (目的)

一百零四十 (目的)

当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参考するものとする。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

三 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

四 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

五 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

六 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

七 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

八 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

九 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

十 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

十一 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

十二 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

十三 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

十四 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

十五 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

十六 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選挙に關し、特定の候補者を支持する

こと。

十七 特定の政黨の利害に関する事業を行い、又は公私選

2	市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支 持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支 援してはならない。 (公民館の基準)
2	第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全 な発達を図るために、公民館の設置及び運営上 必要な基準を定めるものとする。
2	市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて 設置され及び運営されるよう、当該市町村に 対し、指導、助言その他の援助に努めるものと する。
	(公民館の設置)
2	第二十四条 市町村が公民館を設置しようとする ときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する 事項を定めなければならない。
2	第二十五条及び第二十六条 削除
3	2 市町村の設置する公民館に館長を置き、主事その他必 要な職員を置くことができる。 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実 施にあたる。
3	第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必 要な職員を置くことができる。 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施 その他必要な事務を行い、所属職員を監督す る。
3	第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主 事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員 会(特定地方公共団体である市町村の長がその 設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及 び執行することとされた公民館(第三十条第一 項及び第四十条第一項において「特定公民館」 という。)の館長、主事その他必要な職員につ ては、当該市町村の長)が任命する。 (公民館の職員の研修)
3	第二十九条の二 第九条の六の規定は、公民館の 職員の研修について準用する。
2	第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くこ とができる。 (公民館運営審議会)
2	第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、 公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育 委員会にあつては、当該市町村の長)が委嘱す る。
2	第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審 議会を置く場合は、その委員は、当 該法人の役員をもつて充てるものとする。 (運営の状況に関する評価等)
2	第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況 について評価を行うとともに、その結果に基づ き公民館の運営の改善を図るため必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。
2	(公民館の事業又は行為の停止)
2	第三十三条 公民館を設置する市町村にあつて は、公民館の維持運営のために、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一 条(基金を設けることができる)。
2	(特別会計)
2	第三十四条 公民館を設置する市町村にあつて は、公民館の維持運営のために、特別会計を設 けることができる。
2	(公民館の補助)
2	第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対 し、予算の範囲内において、公民館の施設、設 備に要する経費その他必要な経費の一部を補助 することができる。
2	第三十六条 削除
2	第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二 条の二の規定により、公民館の運営に要する經 費を補助する場合において、文部科学大臣は、 政令の定めるところにより、その補助金の額、 補助の比率、補助の方法その他必要な事項につ き報告を求めることができる。
2	第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に 掲げる場合においては、その受けた補助金を国 庫に返還しなければならない。
2	(適用範囲)
2	第四十三条 社会教育のためにする国立学校(学 校教育法第一条に規定する学校(以下この条に おいて「第一条学校」という。)及び就学前の 子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保 連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こ ども園」という。)であつて国(国立大学法人 立高等専門学校機関を含む。)が設置するもの に規定する国立大学法人(次条第二項において 「国立大学法人」という。)及び独立行政法人国
2	(社会教育の講座)
2	2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に關 する事項は、学校の管理機関が定める。
2	第四十七条 第四十五条の規定による学校施設の 利用が一時的である場合には、学校の管理機関 は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長 に委任することができる。
2	第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地 方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する 大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該 地方公共団体が設立する公立大学法人が設置す る公立学校に対し、地方公共団体に設置され

いる教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に對し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に關し、専門講座は、成人の専門的学術知識に關し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に關し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に關し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。

4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第七章 通信教育

(適用範囲)

第四十九条 学校教育法第五十一条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条の規定により行うものを除き、通信による教育に關しては、この章の定めるところによる。

第五十条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。
(通信教育の認定)

第五十一条 文部科学大臣は、学校又は一般社法人若しくは一般財團法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定(以下「認定」という)を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣に申請しなければならない。

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮詢しなければならない。

(認定手数料)

第五十二条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定めることによる。

る額の手数料を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に関する限りでない。

第五十三条 削除

(郵便料金の特別取扱)

第五十四条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法(昭和二十二年法律第二百六十五号)の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

(通信教育の廃止)

第五十五条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に關しては、第五十一条第三項の規定を準用する。
(報告及び措置)

第五十六条 文部科学大臣は、認定を受けた者に對し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消)

第五十七条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に關しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

附 則

抄

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和三十二年五月三日法律第九五号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和三十四年四月三〇日法律第一五八号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和三十六年六月八日法律第一六六号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和三七年五月一〇日法律第一一八号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和三八年六月八日法律第一九四号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和三九年五月一九日法律第一九九号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和四十一年六月三〇日法律第一〇二号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和四二年八月一〇日法律第一〇四号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和四三年五月一九日法律第一〇五号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和四四年五月一九日法律第一〇六号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和四五年五月一九日法律第一〇七号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和四六年五月一九日法律第一〇八号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和四七年五月一九日法律第一〇九号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和四八年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和四九年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和五〇年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和五一年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和五二年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和五三年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和五四年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和五五年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和五六年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和五七年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和五八年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和五九年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和六〇年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和六一年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和六二年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和六三年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和六四年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和六五年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和六六年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和六七年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和六八年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和六九年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和七〇年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和七一年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和七二年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和七三年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和七四年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和七五年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和七六年五月一九日法律第一一〇号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

(昭和七七年五月一九日法律第一一〇号)

抄

法律第四十九号)の項及びマンションの建替
えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律
第七十八号)の項の改正規定に限る。(第十
七条から第十九条まで、第二十二条(児童福
祉法第二十条の五の六、第二十一条の五の
十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条
の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十
八及び第二十四条の三十六の改正規定に限
る)、第二十三条から第二十七条まで、第二
十九条から第三十三条まで、第三十四条(社
会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十
一条の改正規定に限る)、第三十五条、第三
十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第
四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の
改正規定を除く)、第三十九条、第四十三条
(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条
立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規
定を除く)、第六十五条(農地法第三条第一
項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の
改正規定を除く)、第八十七条から第九十二
条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三
及び第四十八条の三の改正規定に限る)、第
一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規
定を除く)、第八十七条から第九十二条
正規定を除く)、第一百二条(道路整備特別措置法
第十八条から第二十一条まで、第二十七条、
第四十九条及び第五十条の改正規定に限る)
、第一百三条、第一百五条(駐車場法第四条の改
正規定を除く)、第一百七条、第一百八条、第一百
十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び
第十七条の改正規定に限る)、第一百六十二条
(流通業務市街地の整備に関する法律第三条
の二の改正規定を除く)、第一百八十八条(近畿
圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及
び第十八条の改正規定に限る)、第一百二十条
(都市計画法第六条の一、第七条の二、第八
条、第十条の二から第十二条の二まで、第十
二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第
十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条
及び第五十八条の二の改正規定を除く)、第
百二十二条(都市再開発法第七条の四から第
七条の七まで、第六十条から第六十二条ま
で、第六十六条、第九十八条、第九十九条の
八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及

び第百四十二条の改正規定に限る。)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九十九条の二の改正規定に限る。)、第一百三十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十条の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンショングループの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限り改定に限る。)、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第一百六十九条、第一百七十二条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。)、第一百七十四条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。)及び第一百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定(第四条第三項)を「第四条

